

○甲府市地方卸売市場業務条例施行規則

平成23年3月31日

規則第3号

改正 平成24年3月30日規則第16号

平成29年3月31日規則第17号

平成30年3月30日規則第16号

平成31年3月29日規則第37号

令和2年3月30日規則第28号

甲府市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和48年4月規則第22号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第3条の2～第11条の2）

第2節 仲卸業者（第12条～第21条）

第3節 売買参加者（第22条～第25条）

第4節 買出人（第26条・第27条）

第5節 関連事業者（第28条～第35条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第36条～第67条）

第4章 削除

第5章 市場施設の使用（第69条～第79条）

第6章 市場運営協議会（第80条～第82条）

第7章 市場取引委員会（第83条～第85条）

第8章 雑則（第86条～第91条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(販売開始時刻の告知)

第3条 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は、電鈴をもって告知する。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可申請)

第3条の2 条例第6条の2第3項の許可申請書は、卸売業務許可申請書（第1号様式）とする。

(令2規則28)

2 前項の卸売業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(令2規則28)

ア 定款

イ 設立に係る登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 卸売の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 役員名簿

キ 業務を執行する役員に関する市区町村長の発行する身分証明書並びに当該法人の代表者の履歴書、写真（正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル）及び印鑑証明書

ク 条例第6条の2第4項第2号、第3号及び第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ケ その他市長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第3条の3 市長は、条例第6条の2第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（第2号様式）を交付する。

(令2規則28)

2 前項の許可に際しては、取扱品目の部類その他必要な事項を指定する。

(令2規則28)

(保証金の額)

第4条 条例第8条の保証金の額は、次の表に定めるとおりとする。

(令2規則28・改)

年間卸売金額	保証金の額
10億円未満	120万円
10億円以上30億円未満	150万円
30億円以上50億円未満	200万円
50億円以上80億円未満	250万円
80億円以上100億円未満	300万円
100億円以上120億円未満	400万円
120億円以上150億円未満	600万円
150億円以上	1,000万円

備考 年間卸売金額は、前事業年度について算出するものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第5条 条例第11条の3第3項の認可申請書は、その申請が同条第1項の認可に係るものであるときは卸売業務の譲渡・譲受認可申請書（第3号様式）とし、その申請が同条第2項の合併の認可に係るものであるときは卸売業者合併認可申請書（第3号様式の2）とし、その申請が同項の分割の認可に係るものであるときは卸売業者分割認可申請書（第3号様式の3）とする。

(令2規則28・全改)

2 前項の認可申請書の添付書類については、第3条の2第2項の規定を準用する。この場合において、当該認可の申請が、事業の譲渡し及び譲受けの認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、事業の合併の認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、事業の分割の認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び分割に係る計画

書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

(令2規則28・全改)

(卸売業務の不適格事実の生じた場合の届出)

第6条 卸売業者は、条例第6条の2第4項第2号、第4号及び第6号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2規則28・全改)

(名称変更等の届出)

第7条 条例第11条の4第1項の規定による届出は、卸売業者の名称等変更届出書（第3号様式の4）により行うものとする。この場合において、当該届出が同項第2号に係るものであるときは、同号の規定による変更の内容を証明する書類を添付しなければならない。

(令2規則28・全改)

2 条例第11条の4第2項の規定による届出は、卸売業者の解散届出書（第3号様式の5）により行うものとする。

(令2規則28・全改)

(卸売業者の定款変更等の届出)

第8条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2規則28・全改)

- (1) 定款を変更したとき。
- (2) 業務を執行する役員に変更があったとき。
- (3) 資本金又は出資の額に変更があったとき。
- (4) 総会の決議があったとき。

(残高試算表の提出)

第9条 卸売業者は、毎月20日までに、前月末現在の残高試算表を作成し、市長に提出しなければならない。

(令2規則28・全改)

(事業報告書の提出等)

第10条 条例第11条の5の事業報告書は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52

号) 第21条に定めるとおりとする。

(令2規則28・全改)

- 2 卸売業者がその定款変更後又はその株主若しくは出資者若しくは組合員に異動があった後に前項の事業報告書を提出する場合は、当該事業報告書に当該変更後の株主又は出資者若しくは組合員の名簿を添付しなければならない。

(令2規則28・全改)

- 3 卸売業者は、第1項の事業報告書に係る閲覧の申出があった場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次の各号に掲げる正当な理由がある場合を除き閲覧させなければならない。

(令2規則28・全改)

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
 - (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
 - (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
- 4 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

(令2規則28・全改)

(せり人の届出等)

- 第11条 条例第12条第2項の規定による届出は、せり人選任届出書（第3号様式の6）により行うものとする。

(令2規則28・全改)

- 2 前項の届出をする場合には、届出書に次の各号に掲げる事項を記載した当該せり人の履歴書を添付しなければならない。

(令2規則28・全改)

- (1) 現住所
- (2) 氏名並びに年齢及び生年月日
- (3) 義務教育終了後の学歴
- (4) 生鮮食料品等の流通業務に従事した職歴

(5) 条例第12条第1項各号に該当しない旨の誓約

- 3 卸売業者は、せり人が条例第12条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき、又はせり人にせりを行わせなくなったときは、せり人解任届出書(第3号様式の7)を市長に届け出なければならない。

(令2規則28・全改)

(せり人章の交付)

第11条の2 市長は、条例第12条第2項の届出があったときは、せり人章(第3号様式の8)を交付する。

(令2規則28)

- 2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

(令2規則28)

第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請)

第12条 条例第14条第3項の許可申請書は、仲卸業務許可申請書(第4号様式)とする。

- 2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(令2規則28・改)

- (1) 許可を受けようとする者が個人であるときは、次に掲げる書類

ア 履歴書

イ 資産調書

ウ 住民票の写し又はこれに代わる書面

エ 市区町村長の発行する身分に関する証明書

オ 印鑑証明書

カ 仲卸の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書

キ 条例第14条第4項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ク 写真(正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル)

ケ その他市長が必要と認める書類

- (2) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款

イ 設立に係る登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 仲卸の業務を開始しようとする日の属する年度及びその翌年度における当該業務に係る事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 役員名簿

キ 業務を執行する役員に関する市区町村長の発行する身分証明書並びに当該法人の代表者の履歴書、写真（正面向き、上半身、脱帽、縦5センチメートル、横5センチメートル）及び印鑑証明書

ク 条例第14条第4項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ケ その他市長が必要と認める書類

（許可証の交付）

第13条 市長は、条例第14条第1項の許可をしたときは、仲卸業務許可証（第5号様式）を交付する。

2 前項の許可に際しては、取扱品目の部類その他必要な事項を指定する。

（保証金の額）

第14条 条例第16条第1項の保証金の額は、仲卸業者の市場施設の使用料（仲卸業者市場使用料及び指定駐車場料金を除く。）の月額額の3倍に相当する額とする。この場合において、保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（仲卸章の交付等）

第15条 市長は、仲卸業者が前条の保証金を預託したときは、仲卸章（第6号様式）を交付する。

2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、仲卸章を着用しなければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請）

第16条 条例第18条第3項の認可申請書は、その申請が同条第1項の認可に係るものであ

るときは仲卸業務の譲渡・譲受認可申請書（第7号様式）とし、その申請が同条第2項の合併の認可に係るものであるときは仲卸業者合併認可申請書（第8号様式）とし、その申請が同項の分割の認可に係るものであるときは仲卸業者分割認可申請書（第9号様式）とする。

- 2 前項の認可申請書の添付書類については、第12条第2項の規定を準用する。この場合において、当該認可の申請が、事業の譲渡し及び譲受けの認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、事業の合併の認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、事業の分割の認可に係るものであるときは同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。

（相続の認可申請）

第17条 条例第19条第4項の認可申請書は、仲卸業務相続認可申請書（第10号様式）とする。

- 2 前項の認可申請書の添付書類については、第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

（仲卸業者の不適格事実の生じた場合の届出）

第18条 仲卸業者は、条例第14条第4項第1号、第2号、第5号、第6号又は第7号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（令2規則28・改）

（名称変更等の届出）

第19条 条例第20条第1項の規定による届出は、仲卸業者・関連事業者の名称変更等の届出書（第11号様式）により行うものとする。この場合において、当該届出が同項第3号に係るものであるときは、同号の規定による変更の内容を証明する書類を添付し

なければならない。

- 2 条例第20条第2項の規定による届出は、仲卸業者・売買参加者・関連事業者の死亡（解散）届出書（第12号様式）により行うものとする。

（事業報告書の提出）

第20条 条例第21条の事業報告書は、事業報告書（第13号様式）とする。

（準用規定）

第21条 第8条及び第9条の規定は、仲卸業者について準用する。

（令2規則28・改）

第3節 売買参加者

（売買参加者の承認申請）

第22条 条例第22条第3項の承認申請書は、売買参加者承認申請書（第14号様式）とする。

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（令2規則28・改）

- (1) 承認を受けようとする者が個人であるときは、次に掲げる書類

ア 履歴書

イ 資産調書

ウ 住民票の写し又はこれに代わる書面

エ 市区町村長の発行する身分に関する証明書

オ 条例第22条第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

カ 写真（正面向き、上半身、脱帽、縦4センチメートル、横3センチメートル）

キ その他市長が必要と認める書類

- (2) 承認を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款又は規約

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

オ 役員名簿

カ 当該法人の代表者の履歴書及び写真（正面向き、上半身、脱帽、縦4センチメートル、横3センチメートル）

キ 条例第22条第4項第1号、第3号及び第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ク その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、条例第22条第1項の承認について、適正かつ健全な取引を確保するため必要があると認めるときは、市場関係者の意見を聴くことができる。

（承認書等の交付等）

第23条 市長は、条例第22条第1項の承認をしたときは、売買参加者承認書（第15号様式）及び売買参加章（第16号様式）を交付する。

- 2 前項の承認に際しては、取扱品目の部類その他必要な事項を指定する。

- 3 売買参加者は、卸売業者の卸売に参加するときは、売買参加章を着用しなければならない。

（売買参加者の不適格事実の生じた場合の届出）

第24条 売買参加者は、条例第22条第4項第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（令2規則28・改）

（名称変更等の届出）

第25条 条例第23条第1項の規定による届出は、売買参加者の名称変更等の届出書（第17号様式）により行うものとする。

- 2 条例第23条第2項の規定による届出は、仲卸業者・売買参加者・関連事業者の死亡（解散）届出書により行うものとする。

第4節 買出人

（登録の届出）

第26条 条例第25条第3項の登録申請書は、買出人登録申請書（第18号様式）とする。

（買出人章の交付等）

第27条 市長は、条例第25条第1項の登録をしたときは、買出人登録簿に登載するとともに、買出人章（第19号様式）を交付する。

2 買出人は、市場内で買出しを行うときは、買出人章を着用しなければならない。

(令2規則28)

第5節 関連事業者

(関連事業の種類及びその数)

第28条 条例第27条第1項の規則で定める業務は、冷蔵庫業とし、当該業務を営む者の数は、1とする。

(令2規則28・全改)

(関連事業者の許可申請)

第29条 条例第27条第2項の許可申請書は、関連事業業務許可申請書（第20号様式）とする。

2 前項の許可申請書の添付書類については、第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「条例第14条第4項第2号、第3号、第5号及び第6号」とあるのは「条例第28条第2号、第3号及び第6号」と、第12条第2項第2号ク中「条例第14条第4項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号」とあるのは「条例第28条第2号、第3号、第5号及び第6号」と読み替えるものとする。

(平29規則17・令2規則28・改)

(許可証の交付)

第30条 市長は、条例第27条第1項の規定による許可をしたときは、関連事業業務許可証（第21号様式）を交付する。

2 前項の許可に際しては、業務の内容その他必要な事項を指定する。

(平29規則17・改)

(保証金の額)

第31条 条例第30条第1項の保証金の額は、関連事業者の市場施設の使用料（指定駐車場料金を除く。）の月額額の3倍に相当する額とする。この場合において、保証金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(関連事業者の不適格事実の生じた場合の届出)

第32条 関連事業者は、条例第28条第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平29規則17・令2規則28・改)

(名称変更等の届出)

第33条 条例第33条において準用する条例第20条第1項の規定による届出は、仲卸業者・関連事業者の名称変更等の届出書により行うものとし、同項第3号に係るものについては、届出事項に係る内容を証明する書類を添付しなければならない。

2 条例第33条において準用する条例第20条第2項の規定による届出は、仲卸業者・売買参加者・関連事業者の死亡（解散）届出書により行うものとする。

(事業報告書の作成)

第34条 条例第33条において準用する条例第21条の事業報告書は、事業報告書（第22号様式）とする。

第35条 削除

(令2規則28)

第3章 売買取引及び決済の方法

(受託物品の即日販売)

第36条 卸売業者は、卸売の販売開始時刻までに受領した受託物品をその当日に卸売しなければならない。ただし、委託者の指示その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

(物品の卸売順位)

第37条 物品の卸売順位は、その物品の市場到着順とする。ただし、これにより難い理由があるときは、この限りでない。

2 卸売業者は、同一品目に属する物品について受託物品と自己の計算による卸売の物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に卸売しなければならない。

(売買取引の単位)

第38条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

(売買取引の方法)

第39条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、この限りでない。

(物品の配列)

第40条 卸売業者は、条例第35条第1項の規定により、せり売若しくは入札の方法又は

相対取引の方法により物品の卸売をするときには、その販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該物品の下見ができるよう当該物品を卸売場に配列しなければならない。ただし、銘柄によるときは、この限りでない。

(指値その他の条件の明示)

第41条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件があるときは、卸売の販売開始時刻前にこれを当該物品に表示し、かつ、卸売の際呼び上げなければならない。

2 前項の規定による表示及び呼び上げを行わなかったときは、卸売業者は、指値その他の条件をもって仲卸業者又は売買参加者に対抗することができない。

(販売条件の変更)

第42条 卸売業者は、前条第1項の受託物品で相当期間内に販売することができないものがあるときは、その旨を委託者又は代理人に通知し、その指示を受けなければならない。

(せり売の方法)

第43条 せり売は、せり売をしようとする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、開始しなければならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値のある物品について最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

3 前項の規定による呼び上げの回数は、状況に応じてこれを増減することができる。

4 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格及び氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

6 売買取引の呼び値は金額で呼称しなければならない。

(入札の方法)

第44条 入札は、卸売業者が入札しようとする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、入札票（第23号様式）に指定事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。

3 入札者のうち最高価格の入札をした者を落札者とする。ただし、指値のある物品について最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第45条 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

(1) 入札者が誰であるか不明なとき。

(2) 入札金額その他指定記載事項が不明なとき。

(3) 同一人が2通以上の入札票を提出したとき。

(4) 入札に際し、不当又は不正な行為があったと認められるとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となったときは、開札の際、その理由を明示し、入札が無効の旨を呼び上げなければならない。

(異議の申立て)

第46条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちにその旨を指定管理者に申し立てることができる。

(平24規則16・改)

2 指定管理者は、前項の異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(平24規則16・改)

(卸売単位)

第47条 条例第36条第1項の承認を受けようとする卸売業者は、卸売単位（変更）承認申請書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

(卸売業者の本市区域内の業務の届出)

第48条 条例第37条第1項の規定による届出は、甲府市の区域内における取扱品目の卸売等届出書（第25号様式）により行うものとし、当該届出の内容を変更しようとするときは、甲府市の区域内における取扱品目の卸売等変更届出書（第26号様式）により行うものとする。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出)

第49条 条例第39条第2項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（第27号様式）により、同項の卸売をした日の属する月の翌月の10

日までに行わなければならない。

(受託契約約款の届出)

第49条の2 条例第42条第2項の規定による届出は、受託契約約款(変更)届出書(第27号様式の2)に受託契約約款の写しを添付して行わなければならない。約款の内容に変更を生じたときも、同様とする。

(令2規則28)

(受託物品の受領通知)

第50条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対し、直ちにその物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。ただし、受領した日の翌日までに売買仕切書を発送するときは、この限りでない。

(受託物品の確認)

第51条 条例第43条第1項の確認を受けようとする卸売業者は、受託物品異状確認申請書(第28号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平24規則16・改)

2 前項の確認は、その確認をする物品のある場所において、確認を願い出た者が立会いのうえ、当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度、品質等について行うものとする。

3 条例第43条第2項の証明は、受託物品異状確認証明書(第29号様式)により行うものとする。

(販売原票の作成)

第52条 卸売業者は、卸売をしたときは、直ちに、販売原票(第30号様式)を作成し、別に定めるところにより、その内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を指定管理者に提出しなければならない。

(平24規則16・改)

(売渡票の作成)

第53条 条例第44条第1項の規定による措置は、卸売業者が仲卸業者又は売買参加者ごとに売渡票(第31号様式)を作成し、これを当該仲卸業者又は売買参加者に交付することにより行う。

(買受物品の引取りを怠った場合)

第54条 条例第44条第3項の引取りを怠ったと認められるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者又は売買参加者に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加者が理由なくこれを引き取らないとき。
- (2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。
- (3) 前2号のほか、市長が仲卸業者又は売買参加者に不当又は不正な行為があったと認めるとき。

(引取りのない買受物品その他に関する届出)

第55条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第44条第3項の規定により、卸売業者がその物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。
- (2) 仲卸業者又は売買参加者が、その買受代金又は条例第44条第4項の差額の支払を怠ったとき。

(保管料等の支払い)

第56条 仲卸業者又は売買参加者は、条例第44条第3項の規定による保管の費用についてはその物品を引き取ったときに、同条第4項の差額については卸売業者が他の者に卸売をしたときに、それぞれ支払わなければならない。

(市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)

第57条 条例第45条第1項ただし書の市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 通常取引において、卸売業者が仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていない場合
 - (2) 通常取引において、卸売業者の行う卸売が仲卸業者の需要を十分に満たすことができない場合
 - (3) 通常取引において、卸売業者からの買入れでは、卸売業者以外の者から買い入れる場合より、仲卸業者にとって価格の面で著しく不利益となる場合
- (卸売業者以外の者からの買入れの届出)

第58条 条例第45条第2項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書（第32号様式）により、同項の規定による販売をした日の属する月の翌月の10日までに行わなければならない。

（仲卸業者の本市区域内の業務の届出）

第59条 条例第46条第1項の規定による届出は、甲府市の区域内における取扱品目の販売届出書（第33号様式）により行うものとし、当該届出の内容を変更しようとする場合は、甲府市の区域内における取扱品目の販売変更届出書（第34号様式）により行うものとする。

（卸売予定数量等の報告）

第60条 条例第49条第1項の規定による報告及び公表は、卸売のための販売開始時刻30分前までに行わなければならない。

（令2規則28・全改）

2 前項の報告は、卸売予定数量等報告書（第35号様式）により行うものとする。

（令2規則28・全改）

3 条例第49条第2項の規定による報告及び公表は、卸売をした日の翌日までに行わなければならない。

（令2規則28・全改）

4 前項の報告は、売上高日報（第36号様式）により行うものとする。

（令2規則28・全改）

5 第3項の報告において、市長の指定する物品については、その物品の販売終了後直ちに、指定物品卸売価格報告書（第37号様式）により行うものとする。

（令2規則28・全改）

6 条例第49条第4項の規定による報告は、月間市況等報告書（第38号様式）、業種別売上高日計表（第39号様式）、産地別・品目別日計表（第40号様式）、売上高日計表（第41号様式）により行わなければならない。この場合において、業種別売上高日計表、産地別・品目別日計表及び売上高日計表については、それぞれの様式を記録した電磁的記録により行うものとする。

（令2規則28・全改）

（卸売予定数量等の公表）

第61条 条例第50条第1項の規定による公表は、報告のあった日のうちに行うものとする。

(令2規則28・全改)

2 条例第50条第2項の規定による公表は、報告のあった日のうちに行うものとする。

(令2規則28・全改)

(売買仕切書)

第62条 条例第51条第1項の売買仕切書は、売買仕切書（第42号様式）とし、卸売業者は、同項の規定による送付をしたときは、直ちに、当該売買仕切書の内容を記録した電磁的記録を指定管理者に提出しなければならない。

(平24規則16・改)

(委託手数料の率の届出等)

第63条 条例第52条第1項の規定による届出は、委託手数料率届出書（第43号様式）により行うものとする。

2 前項の届出は、次項に規定する委託手数料の率の適用を開始する日の属する年の1月5日から同月20日までに行わなければならない。

3 委託手数料の率の適用を開始する日は、毎年4月1日とする。

(委託手数料の率の対象等)

第64条 条例第52条第3項の委託手数料の率の対象は、次に掲げる取扱品目とし、委託手数料の率の設定は、当該取扱品目ごとに行う。

- (1) 野菜及びその加工品（つけ物を除く。）
- (2) 果実及びその加工品
- (3) つけ物
- (4) 生鮮水産物及びその加工品
- (5) 鳥卵
- (6) その他の食料品

(売買仕切金の前渡し等承認の申請等)

第65条 条例第53条第2項の承認申請書は売買仕切金の前渡し等承認申請書（第44号様式）とし、条例第54条第2項の承認申請書は出荷奨励金交付承認申請書（第45号様式）とし、条例第57条第2項の承認申請書は完納奨励金交付承認申請書（第46号様式）と

する。

- 2 前項の承認申請書は、売買仕切金の前渡し等、出荷奨励金の交付又は完納奨励金の交付をしようとする日の3日前までに市長に提出しなければならない。
- 3 卸売業者は、売買仕切金の前渡し等を行ったときは売買仕切金の前渡し等報告書（第47号様式）により、出荷奨励金の交付を行ったときは出荷奨励金交付報告書（第48号様式）により、完納奨励金の交付を行ったときは、完納奨励金交付報告書（第49号様式）により、それぞれ毎月の支出状況を翌月20日までに市長に報告しなければならない。

（支払猶予特約の届出）

第66条 条例第55条第3項の規定による届出は、支払猶予特約（変更）届出書（第50号様式）に支払猶予の特約書の案を添付して行わなければならない。特約の内容に変更を生じたときも、同様とする。

（卸売代金の変更）

第67条 条例第56条ただし書の正当な理由とは、次のとおりとする。

- (1) 卸売をした物品に市場取引の経験から予見できない欠点があつて、見本と現品の内容が著しく相違していること。
 - (2) 委託者の故意又は過失により卸売をした物品に粗悪品が混入し、選別が不十分であること。
 - (3) 表示された量目と内容量が著しく相違していること。
 - (4) せり人若しくは販売担当者の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違していること。
- 2 条例第56条ただし書の規定による確認を受けようとする卸売業者は、販売物品異状確認申請書（第51号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（平24規則16・改）

- 3 指定管理者は、前項の規定による提出があつたときは、直ちに、第1項の正当な理由の有無について確認し、その結果を販売物品異状確認証明書（第52号様式）により証明するものとする。

（平24規則16・改）

第4章 削除

(令2規則28)

第68条 削除

(令2規則28)

第5章 市場施設の使用

(市場施設使用の申請、許可等)

第69条 条例第59条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けようとする者は、市場施設使用（指定・許可）申請書（第53号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(平24規則16・改)

2 指定管理者は、前項の指定又は許可をしたときは、市場施設使用（指定・許可）書（第54号様式）を交付する。

(平24規則16・改)

3 第1項の指定又は許可の期間は、2年以内とする。

4 第1項の指定又は許可を受けた者は、同項の市場施設使用（指定・許可）申請書の申請内容に変更を生じたときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平24規則16・改)

(保証金の額)

第70条 条例第59条第4項の保証金の額は、同条第2項の規定による許可に係る市場施設の使用料の月額額の3倍に相当する額とする。

2 条例第7条第2項、条例第8条第2項及び第3項、条例第9条から第11条までの規定並びに第14条第2項の規定は、前項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等承認の申請)

第71条 条例第60条ただし書の承認を受けようとする者は、市場施設用途変更承認申請書（第55号様式）又は市場施設転貸等承認申請書（第56号様式）を市長に提出しなければならない。

(市場施設変更の申請)

第72条 条例第61条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、市場施設変更工事承認申請書（第57号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設計図面
 - (2) 仕様書
 - (3) 費用見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の現状に変更を加えるものとみなす。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の承認を取り消し、又はその内容を変更することができる。
- 5 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る行為の完了後直ちにその旨を市長に届け出てその検査を受けなければ、当該行為に係る市場施設の部分を使用することができない。

(市場施設の返還)

第73条 条例第62条の規定による返還をしようとする者は、返還する日の7日前までに市場施設返還届出書（第58号様式）を指定管理者に提出し、当該市場施設の検査を受けなければならない。

(平24規則16・改)

- 2 条例第62条の規定による返還をすべき者は、同条の期間内にその使用に係る市場施設を返還しないときは、当該期間が満了する日の翌日から起算して当該返還を完了する日までの間の当該市場施設に係る使用料相当額（当該返還の遅延により市に損害が生じたときは、その損害額を加算した額）を市に支払わなければならない。

(清潔の保持)

- 第74条 使用者は、業務終了後市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積する等常にその清潔の保持に努めなければならない。
- 2 使用者は、容器その他の物件を整頓し、これを通路その他自己の使用場所以外に放置してはならない。
- 3 通路、排水路、便所その他共通の使用場所については、関係使用者が共同して清掃等を行わなければならない。
- 4 指定管理者は、使用者に対し、清潔の保持のため、清掃、消毒その他必要と認める措置を命ずることができる。

(平24規則16・改)

(工事施工及び賠償の免責)

第75条 市長は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施工することができる。

2 前項の場合において、使用者に対し業務上やむを得ない損害を与えることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料等)

第76条 条例第65条第1項の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(令2規則28・改)

(使用者負担の費用の範囲)

第77条 条例第65条第3項の市長の指定するものは、使用の指定又は許可を受けて市場施設で使用する設備（共同使用する設備を含む。）に係る費用とする。

2 前項の費用の計算は、計器により、市長の定める方法で行う。ただし、これによりがたいときは、市長の認定によることができる。

3 市長は、使用者がその使用に係る第1項の費用を滞納したときは、当該設備の使用を停止することができる。

4 使用の指定又は許可を受けた市場施設のうち、点滅器、蛍光灯、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用料等の納付期限)

第78条 使用料の納付期限は、市場使用料（別表に掲げる卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料をいう。）にあつては当該使用に係る月の翌月の25日までとし、施設使用料（同表に掲げる卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料をいう。）にあつては、当該使用に係る月の25日までとする。

2 手数料の納付期限、使用料の額の変更等により前項の規定によることができない場合の納付期限及び前条第1項の費用に係る納付金その他の使用料以外の納付金の納付期限は、市長の発行する納入通知書で指定する期限とする。

(令2規則28・改)

(使用料の減免申請)

第79条 条例第66条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請

書（第59号様式）にその理由を明らかにする書類を添付して市長に提出しなければならない。

第6章 市場運営協議会

（会議）

第80条 甲府市地方卸売市場運営協議会（以下「市場運営協議会」という。）の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第81条 市場運営協議会の庶務は、産業部市場経営室経営管理課において処理する。

（委任）

第82条 前2条に定めるもののほか、市場運営協議会の運営について必要な事項は、会長が市場運営協議会に諮って定める。

第7章 市場取引委員会

（会議）

第83条 甲府市地方卸売市場青果部取引委員会及び甲府市地方卸売市場水産物部取引委員会（以下これらを総称して「市場取引委員会」という。）の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第84条 市場取引委員会に必要に応じて専門部会を設置することができる。

（庶務）

第85条 市場取引委員会の庶務は、産業部市場経営室経営管理課において処理する。

第8章 雑則

（身分を示す証明書）

第86条 条例第43条第1項及び第56条の検査員は、物品検査員証（第60号様式）を携帯

しなければならない。

- 2 条例第67条第2項の身分を示す証明書は、甲府市地方卸売市場立入検査員証（第61号様式）とする。

（補助者の承認申請等）

第87条 仲卸業者及び売買参加者は、市長の承認を受けた者を、卸売業者の行う卸売にその業務を補助する者として参加させることができる。

- 2 仲卸業者及び売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、補助者承認申請書（第62号様式）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする者の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (2) 市区町村長が発行する承認を受けようとする者の身分に関する証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営及び市場における効率的な取引を妨げるおそれがないと認めるときは、第1項の承認をすることができる。

- 4 市長は、第1項の承認をしたときは、仲卸補助章（第63号様式）を仲卸業者に、売買参加補助章（第64号様式）を売買参加者に交付する。

- 5 仲卸業者及び売買参加者は、第1項の承認を受けた者（以下「補助者」という。）を卸売業者の行う卸売に参加させるときは、当該補助者に仲卸補助章又は売買参加補助章を着用させなければならない。

（記章の返還）

第88条 仲卸業者及び売買参加者は、その資格を失ったとき、又はその補助者が補助者でなくなったときは、遅滞なく、仲卸章若しくは売買参加章又は仲卸補助章若しくは売買参加補助章を市長に返還しなければならない。

- 2 買出人は、その資格を失ったときは、遅滞なく、買出人章を市長に返還しなければならない。
- 3 卸売業者は、せり人の解任を届け出たときは、遅滞なく、せり人章を市長に返還しなければならない。

（令2規則28）

（記章の再交付）

第89条 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が交付された記章を紛失し、又は毀損したときは、市長に申請して再交付を受けなければならない。

(令2規則28・全改)

2 第76条の規定は、前項の手数料について準用する。この場合において、別表中「交付」とあるのは「再交付」と読み替えるものとする。

(令2規則28・全改)

(卸売業者に事故があるときの処置)

第90条 卸売業者は、条例第81条第1項の規定に該当することとなったときは、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他受託に関する事項を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 条例第81条第1項の規定により卸売の業務の代行を命ぜられた卸売業者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

3 条例第81条第2項の規定により市長が自ら卸売の業務を行う場合は、前項の規定を準用する。

(掲示事項)

第91条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市場内に掲示するものとする。

(1) 条例第4条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。

(2) 条例第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき。

(3) 条例第5条第2項の規定により卸売業者の行う卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。

(4) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開し、又は廃止したとき。

(5) 仲卸業者又は関連事業者の業務を許可し、若しくはその許可を取り消し、又は売買参加者の業務を承認し、若しくはその承認を取り消したとき。

(6) 条例第18条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、又は同条第2項の規定により仲卸業者である法人の合併若しくは分割を認可したとき。

(7) 条例第19条第1項の規定により仲卸業者の仲卸業務の相続を認可したとき。

(8) 条例第69条の規定による処分をしたとき。

(9) 地方卸売市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。

(10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の甲府市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月30日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成30年3月30日規則第16号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第37号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（令和2年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、別表中指定駐車場料金の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

別表（第76条関係）

（平24規則16・平29規則17・平30規則16・平31規則37・令2規則28・改）

種別		金額（月額）
卸売業者市場使用料		卸売価格の1,000分の2.5に相当する額
卸売業者売場使用料		1平方メートルにつき 100円
卸売業者低温売場使用料		1平方メートルにつき 1,000円
仲卸業者市場使用料		条例第45条第1項ただし書の規定により買入れた物品の売上金額（消費税額等を含む。）の1,000分の2.5に相当する額
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき 520円
買荷保管積込所使用料		1平方メートルにつき 100円
配送センター買荷保管積込所使用料	青果	1平方メートルにつき 980円
	水産	1平方メートルにつき 1,200円
配送センターパック加工施設使用料		1平方メートルにつき 1,000円
倉庫使用料		1平方メートルにつき 370円
事務所使用料	甲	1平方メートルにつき 400円
	乙	1平方メートルにつき 500円
配送センター事務所使用料		1平方メートルにつき 850円
冷蔵庫使用料		建物機械一式 2,800,000円
常温冷蔵庫使用料	甲	建物機械一式 50,000円
	乙	建物機械一式 111,000円
	丙	建物機械一式 75,000円
定温倉庫使用料		1平方メートルにつき 920円
指定駐車場料金	市場内使用者	1区画につき 2,000円
	市場外使用者	1区画につき 3,000円
記章の交付に係る手数料		1件につき 1,000円

備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときはこれを切り上げ、使用面積が1平方メートル未満のときは1平方メートルとする。
- 2 月の中途において使用を開始し、又は終了した場合（条例第65条第4項又は第5項に該当する場合を除く。）の使用料の額は、1月当りの使用料相当額に当該月の使用日数を乗じて得た額を当該月の日数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、その全額が100円未満となるときは100円とする。）とする。
- 3 消費税額等は、別途徴収する。
- 4 指定駐車場料金に係る市場内使用者とは、指定駐車場を使用する卸売会社、仲卸会社、売買参加者組合及び仲卸組合に勤務する者その他開設者が特に認める者とし、市場外使用者とは、それ以外の指定駐車場を使用する者とする。

第1号様式(第3条の2関係)

卸売業務許可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名



甲府市地方卸売市場業務条例第6条の2第1項の規定により卸売の業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

所 在 地					
ふ り が な 代 表 者 名					
ふ り が な 商 号					
企 業 形 態		1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 その他 ()			
資 本 金		円		出 資 金 円	
役 員	役職名	氏名	生年月日	住所	
取扱品目の部類 及び取扱品目		部			

第2号様式(第3条の3関係)



甲府市指令市場第 号

卸売業務許可証

商号

氏名又は名称

許可番号 第 号

甲府市地方卸売市場 部において卸売の業務を行うことを許可します。

年 月 日

甲府市長

第3号様式(第5条関係)

卸売業務の譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

譲渡人 甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名
(許可第 号)
譲受人 住所
名称及び代表者の氏名
(号)

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の3第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

譲渡する取扱品目の部類	
譲渡・譲受予定年月日	
譲渡・譲受を必要とする理由	
備考	

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長 (印)
----	---

第3号様式の2(第5条関係)

卸売業者合併認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名



(許可第 号)

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名



(許可第 号)

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により卸売業者の事業の合併について認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び代表者氏名
- 2 合併の方法及び条件
- 3 合併の予定年月日
- 4 合併を必要とする理由

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長
----	---

第3号様式の3(第5条関係)

卸売業者分割認可申請書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者の氏名
(許可第 号)

甲府市地方卸売市場業務条例第11条の3第2項の規定により卸売業者の事業の分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 分割により市場における卸売の業務を承継する法人の名称及び代表者氏名
- 2 分割により承継させる取扱品目
- 3 分割の方法及び条件
- 4 分割の予定年月日
- 5 分割を必要とする理由

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長
----	--

第3号様式の4(第7条関係)

卸売業者の名称等変更届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名



甲府市地方卸売市場業務条例第11条の4第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	1 開始	年 月 日	理由			
	2 休止					
	3 再開					
	4 廃止					
		新	旧			
ふりがな 名 称						
所 在 地						
ふりがな 商 号						
代 表 者						
資本金又は出資 金						
役 員	役 職 名	氏名	役 職 名	氏名		

注1 該当する事項のみを記入すること。

第3号様式の5(第7条関係)

卸売業者の解散届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名
当該卸売業者との関係
()



甲府市地方卸売市場業務条例第11条の4第2項の規定により、卸売業者が解散したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 名称及び代表者の氏名
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 死亡又は解散の年月日
- 4 解散の理由

第3号様式の6(第11条関係)

せり人選任届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名



甲府市地方卸売市場業務条例第12条第2項の規定により、せり人を定めたので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 せり人の氏名および年齢
- 2 せり人が卸売のせりに従事を開始する年月日
- 3 せり人に定めた者が卸売のためのせり以外の業務を兼ねるものであるときはその業務の内容

第3号様式の7(第11条関係)

せり人解任届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名

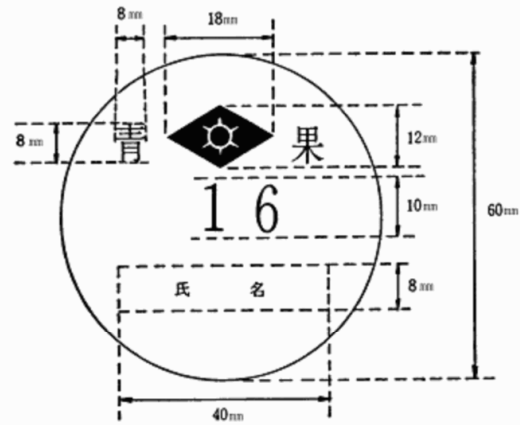


甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第11条第3項の規定により、せり人を解任したので、次のとおり届け出ます。

- 1 せりを行わせなくなった者の氏名および年齢
- 2 せりを行わせなくなった年月日
- 3 せりを行わせなくなった理由

第3号様式の8(第11条の2関係)

せり人章



備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 地色 シルバー

3 市章、文字、数字及び氏名の表示色 市長が別に定める。

4 文字 青果部を「青果」、水産物部を「水産」と表示する。

第4号様式(第12条関係)

仲卸業務許可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
氏名 ㊟
(法人にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例第14条第1項の規定により仲卸しの業務の許可を受けたい
ので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

住 所 又 は 所 在 地				
ふ り が な 氏 名 又 は 名 称 (法人であるとき は 代 表 者 名)	(個人であるとき) 年 月 日生			
ふ り が な 商 号				
企 業 形 態	1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 個人 6 その他()			
資 本 金	円	出 資 金	円	
役 員	役職名	氏名	生年月日	住所
取扱品目の部類 及び取扱品目	部			

注 申請者が個人であるときは、資本金、出資金及び役員の欄は記入しないこと。

第5号様式(第13条関係)



甲府市指令市場第 号

仲卸業務許可証

商号

氏名又は名称

許可番号 第 号

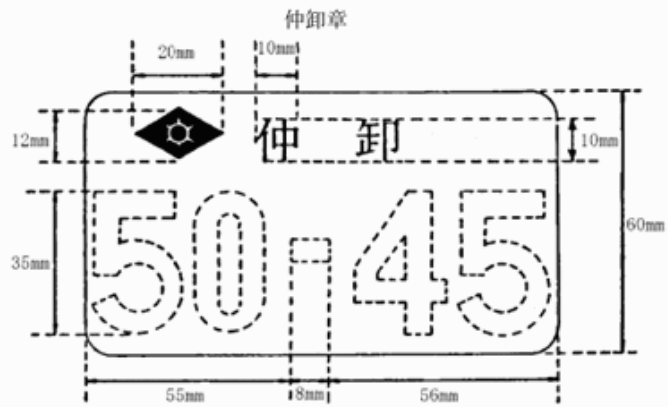
甲府市地方卸売市場 部において仲卸しの業務を行うことを許可します。

年 月 日

甲府市長



第6号様式(第15条関係)



備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 番号 4桁の許可番号とする。

3 地色、市章、文字及び数字の表示色 市長が別に定める。

第7号様式(第16条関係)

仲卸業務の譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

譲渡人 甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
氏名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (許可第 号)
譲受人 住所
氏名 ㊟
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例第18条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

譲渡する取扱品目の部類	
譲渡・譲受予定年月日	
譲渡・譲受を必要とする理由	
備考	

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長 ㊟
----	---

第8号様式(第16条関係)

仲卸業者合併認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
名称

代表者氏名 印

(許可第 号)

甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
名称

代表者氏名 印

(許可第 号)

甲府市地方卸売市場業務条例第18条第2項の規定により仲卸業者の事業の合併について認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び代表者氏名
- 2 合併の方法及び条件
- 3 合併の予定年月日
- 4 合併を必要とする理由

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長 印
----	---

第9号様式(第16条関係)

仲卸業者分割認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
名称
代表者氏名 印
(許可第 号)

甲府市地方卸売市場業務条例第18条第2項の規定により仲卸業者の事業の分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

- 1 分割により市場における仲卸の業務を承継する法人の名称及び代表者氏名
- 2 分割により承継させる取扱品目
- 3 分割の方法及び条件
- 4 分割の予定年月日
- 5 分割を必要とする理由

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記申請のとおり認可します。 甲府市長 印
----	---

第10号様式(第17条関係)

仲卸業務相続認可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
氏名



甲府市地方卸売市場業務条例第19条第1項の規定により仲卸業務の相続の認可を受けた
いので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

被相 続人	住 所		部 類	部
	氏 名		許可番号	第 号
	死 亡 の 年 月 日	年 月 日		
相 続 人	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
	被相続人との続柄			
相 続 人 が 2 人 以 上 あ る 場 合	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	被 相 続 人 と の 続 柄			
業務開始の予定年月日				
相 続 開 始 の 年 月 日				

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号
	年 月 日
	上記申請のとおり認可します。
	甲府市長 

第11号様式(第19条、第33条関係)

仲卸業者・関連事業者の名称変更等の届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名



(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例第20条第1項(第33条において準用する第20条第1項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	1 開始	年 月 日	理由	
	2 休止			
	3 再開			
	4 廃止			
		新	旧	
ふりがな 氏名又は名称				
住所又は所在地				
ふりがな 商 号				
代 表 者				
資本金又は出資金				
役 員	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名

注1 該当する事項のみを記入すること。

2 代表者の欄及び資本金又は出資金の欄は、法人の場合のみ記入すること。

第12号様式(第19条、第25条、第33条関係)

仲卸業者・売買参加者・関連事業者の死亡(解散)届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
氏名



当該仲卸業者・売買参加者・
関連事業者との関係
()

甲府市地方卸売市場業務条例(第20条第2項・第23条第2項・第33条において準用する第20条第2項)の規定により、(仲卸業者・売買参加者・関連事業者)が(死亡・解散)したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

記

- 1 氏名又は名称及び代表者名
- 2 住所又は主たる事務所の所在地
- 3 死亡又は解散の年月日
- 4 解散の理由

第13号様式(その1)(第20条関係)

No. 1

(法人である仲卸業者)

事業報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
商号
名称
代表者の役職氏名 ㊟

甲府市地方卸売市場業務条例第21条の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの事業について、事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

(記載上の注意)

仲卸業務に係る売上高及び経営収支の概要、兼業業務を営んでいるときは、その部門別の事業の概要とその事業が仲卸しの業務に与える影響、その他特記すべき事項を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項等

(記載上の注意)

総会の定時、臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうちに商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

(2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	会議の名称	決議事項等

(記載上の注意)

株式会社にあつては取締役会等、株式会社以外にあつては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載すること。なお、重要決議事項等とは、会社法(平成17年法律第86号)に定める法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規定の制定改廃、大口の債務の負担(借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等)、大口の債権の設定及び大口の投資等をいう。

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織

(記載上の注意)

組織図(取締役及び監査役等の別を附記すること。)で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、担当業務の概要及び従業員数を記載すること。

(2) 役員・株主又は出資者の持株数又は出資口数

役職名	氏名	生年月日	住所	持株数又は出資口数

(3) 従業員の状況

区分	男女別	人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
営業関係	男	人	歳	年	円
	女				
	小計				
事務関係	男				
	女				
	小計				
合計	男				
	女				
	小計				

(4) 従業員名簿

職名	氏名	生年月日	住所	採用年月日	職務内容

4 仲卸業務の状況

(1) 取扱高及び売上損益

区分		卸売業者からの 買入物品			卸売業者以外からの 直接買入物品			合計		
		数量	金額	売上 損益	数量	金額	売上 損益	数量	金額	売上 損益
品 目 別	野菜	kg	円	円	kg	円	円	kg	円	円
	果実									
	鮮魚(含冷凍)									
	塩干									
	その他									
当期合計(A)										
前年同期(B)										
対比	(A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	(B)									

(2) 卸売業者以外からの直接買入物品

直接買入 物品名	期首 繰越高 (A)	当期 仕入高 (B)	期末 残高 (C)	売上原価 (D) (A + B - C)	売上高 (E)	売上損益 (E - D)
	円	円	円	円	円	円
合計						

注 (1) 及び(2)の卸売業者以外からの直接買入物品とは、条例第45条第2項の規定により、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した旨を届け出た物品をいう。

(3) 販売先別取扱高

区分	甲府市内				甲府市外										合 計
	売買参加者	買出人	その他	小計	山梨県内					山梨県外					
					売買参加者	買出人	転送	その他	小計	売買参加者	買出人	転送	その他	小計	
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	% 100.0

第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 利益処分書又は欠損金処理書
- 4 貸借対照表及び損益計算書の内訳

第13号様式(その2)(第20条関係)

No. 1

(個人である仲卸業者)

事業報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場

部仲卸業者

商号

氏名

印

甲府市地方卸売市場業務条例第21条の規定により、 年 月 日から 年
月 日までの事業について、事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

(記載上の注意)

仲卸業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 従業員の状況

氏名	生年月日	住所	採用年月日	職務内容	平均給与月額
					円

3 仲卸業務の状況

(1) 取扱高及び売上損益

区分		卸売業者からの 買入物品			卸売業者以外からの 直接買入物品			合計		
		数量	金額	売上 損益	数量	金額	売上 損益	数量	金額	売上 損益
品 目 別	野菜	kg	円	円	kg	円	円	kg	円	円
	果実									
	鮮魚(含冷凍)									
	塩干									
	その他									
当期合計(A)										
前年同期(B)										
対比	(A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	(B)									

(2) 卸売業者以外からの直接買入物品

直接買入 物品名	期首繰越 高 (A)	当期仕入 高 (B)	期末残高 (C)	売上原価 (D) (A+B-C)	売上高 (E)	売上損益 (E-D)
	円	円	円	円	円	円
合計						

注 (1) 及び(2)の卸売業者以外からの直接買入物品とは、条例第45条第2項の規定により、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した旨を届け出た物品をいう。

(3) 販売先別取扱高

区分	甲府市内				甲府市外										合 計
	売買参加者	買出人	その他	小計	山梨県内					山梨県外					
					売買参加者	買出人	転送	その他	小計	売買参加者	買出人	転送	その他	小計	
金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
															100.0

第2 経理の状況

1 貸借対照表

2 損益計算書

第14号様式(第22条関係)

売買参加者承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
商号
氏名 ㊟
(法人にあつては、所在地、商号、
名称及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例第22条第1項の規定により売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

営業所	ふりがな 氏名又は名称 (法人であるときは代表者名)	(個人であるとき) 年 月 日生			
	住所又は所在地				
	ふりがな 商号				
	企業形態	1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 個人 6 その他()			
	資本金	円	出資金	円	
	業 種	一般小売店 スーパーマーケット 生協 給食、外食納入業者 加工業者 他市場卸売業者 その他()			
役員	役職名	氏名	生年月日	住所	
取扱品目の部類及び取扱品目		部			
常時売 買に参 加する 者	氏名				
	生年月日				
	住所				
	役職名				
	申請者との続柄				

注1 申請者が個人であるときは、資本金、出資金及び役員の欄は記入しないこと。
2 支店で申請するときは、氏名又は名称の欄に、その支店名及び支店長名を記入すること。

第15号様式(第23条関係)

甲府市指令市場第 号

売買参加者承認書

住所又は所在地

商号

氏名又は名称

承認番号

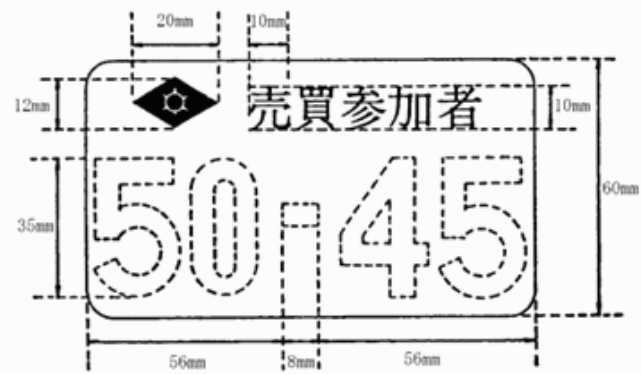
甲府市地方卸売市場 部の売買参加者として承認します。

年 月 日

甲府市長 

第16号様式(第23条関係)

売買参加章



備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 番号 4桁の承認番号とする。

3 地色、市章、文字及び数字の表示色 市長が別に定める。

第17号様式(第25条関係)

売買参加者の名称変更等の届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部売買参加者
商号
氏名 ⑤
(法人にあっては、商号、名称及び
代表者の氏名)
(届出者本人が署名する場合は、押印
を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第23条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり
届け出ます。

	新	旧
ふりがな 氏名又は名称		
住所又は所在地		
ふりがな 商号		
代表者の氏名		
売買参加の廃止	年 月 日	理由
備考		

注1 該当する事項のみを記入すること。

2 代表者の氏名の欄は、法人の場合のみ記入すること。

第18号様式(第26条関係)

買出人登録申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名

印

(法人にあつては、所在地、名称
及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例第25条第1項の規定により買出人の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

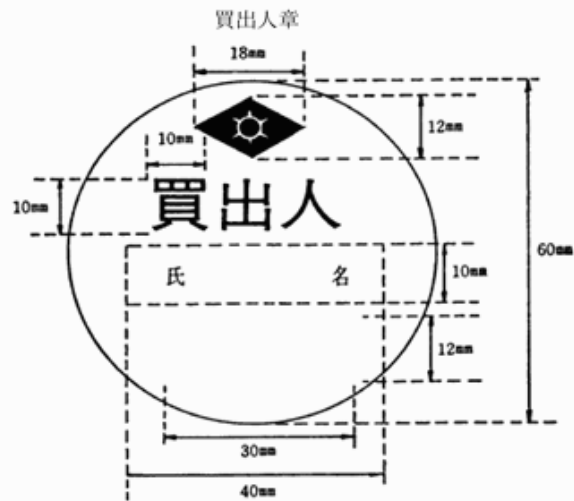
事業所	氏名又は名称	
	住所又は所在地	電話番号
	商号	
	営業開始年月日	年 月 日開始
	企業形態	1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 個人 6 その他()
業務の種類		青果業、鮮乾魚業、加工業、スーパーマーケット、病院、その他() 料理飲食業(一般食堂、料理店、すし店、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、その他())

買出しに従事する者	住所	電話番号
	氏名	(年 月 日生)

※買出人章交付日	年 月 日	※登録番号	
----------	-------	-------	--

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第19号様式(第27条関係)



備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 地色、市章及び文字の表示色 市長が別に定める。

第20号様式(第29条関係)

関連事業業務許可申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
氏名 
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第27条第1項の規定により市場内における関連事業業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり提出します。

住所又は所在地					
ふりがな 氏名又は名称 (法人であるときは 代表者の氏名)		(個人であるとき) 年 月 日生			
ふりがな 商号					
企業形態		1 合名 2 合資 3 合同 4 株式 5 個人 6 その他()			
資本金		円		出資金	円
役員	役 職 名	氏名	生 年 月 日	住所	
関連事業の種類 及びその内容					

注 申請者が個人であるときは、資本金、出資金及び役員の欄は記入しないこと。

第21号様式(第30条関係)



甲府市指令市場第 号

関連事業業務許可証

住所

商号

氏名又は名称

許可番号 第 号

甲府市地方卸売市場において関連事業者の業務を営むことを次の指定をして許可します。

1 業務の内容

2 その他

年 月 日

甲府市長



第22号様式(その1)(第34条関係)

No. 1

(法人である関連事業者)

事業報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場関連事業者

商号

名称

代表者役職氏名

㊞

甲府市地方卸売市場業務条例第33条において準用する第21条の規定により、 年
月 日から 年 月 日までの事業について、事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

(記載上の注意)

関連事業業務に係る売上高及び経営収支の概要その他特記すべき事項を記載すること。

2 総会及び取締役会等の決議事項等

(1) 総会の決議事項

開催年月日	決議事項等

(記載上の注意)

総会の定時、臨時の別、決議事項の概要等を記載し、決議事項のうちに商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

(2) 取締役会等の決議事項等

開催年月日	会議の名称	決議事項等

(記載上の注意)

株式会社にあつては取締役会等、株式会社以外にあつては業務執行者会議、理事会その他業務執行者の会議について出席人員、重要決議事項等を記載すること。なお、重要決議事項等とは、会社法(平成17年法律第86号)に定める法定決議事項、重要運営方針の決定、内部規定の制定改廃、大口の債務の負担(借入金、預り金、債務の保証、債務の引受け等)、大口の債権の設定及び大口の投資等をいう。

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織

(記載上の注意)

組織図(取締役及び監査役等の別を附記すること。)で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、担当業務の概要及び従業員数を記載すること。

(2) 役員・株主又は出資者の持株数又は出資口数

役職名	氏名	生年月日	住所	持株数又は出資口数

(3) 従業員の状況

区分	男女別	人数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
営業関係	男	人	歳	年	円
	女				
	小計				
事務関係	男				
	女				
	小計				
合計	男				
	女				
	計				

(4) 従業員名簿

職名	氏名	生年月日	住所	採用年月日	職務内容

4 関連事業者の業務状況

(1) 取扱高及び売上損益

区分		市場関係物品取扱高			市場関係以外物品取扱高			合計		
		数量	金額	売上損益	数量	金額	売上損益	数量	金額	売上損益
品 目 別	野菜	kg	円	円	kg	円	円	kg	円	円
	果実									
	鮮魚（含冷凍）									
	塩干									
	その他									
当期合計(A)										
前年同期(B)										
対比	(A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	(B)									

(2) 未収金(営業収入)の回収状況

区分	前期末残高(A)	当期末残高(B)	合計(C)	平均残高(C×1/2)	平均回転数	平均回収日数
売掛金	円	円	円	円	回	日
受取手形						
合計						

(記載上の注意)

平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回転数} = M \times 1 / N$$

Mは、当期の業務に係る売上高

Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高

$$\text{平均回収日数} = L \times 1 / Q$$

Lは、当該事業年度の日数

Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 利益処分書又は欠損金処理書
- 4 貸借対照表及び損益計算書の内訳

No. 1

事業報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

年 月 日提出

甲府市地方卸売市場関連事業者

商号

氏名



甲府市地方卸売市場業務条例第33条において準用する第21条の規定により、 年
月 日から 年 月 日までの事業について、事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

1 事業の概要

(記載上の注意)

関連事業業務に係る売上高及び経営収支の概要を記載すること。

2 従業員の状況

氏名	生年月日	住所	採用年月日	職務内容	平均給与月額 円

3 関連事業者の業務状況

(1) 取扱高及び売上損益

区分		市場関係物品取扱高			市場関係以外物品取扱高			合計		
		数量	金額	売上損益	数量	金額	売上損益	数量	金額	売上損益
品目別	野菜	kg	円	円	kg	円	円	kg	円	円
	果実									
	鮮魚(含冷凍)									
	塩干									
	その他									
当期合計(A)										
前年同期(B)										
対比	(A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	(B)									

(2) 売上代金の回収状況

区分	前期末残高(A)	当期末残高(B)	合計(C)	平均残高(C×1/2)	平均回転数	平均回収日数
売掛金	円	円	円	円	回	日
受取手形						
合計						

(記載上の注意)

平均回転数及び平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回転数} = M \times 1 / N$$

Mは、当期の業務に係る売上高

Nは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均残高

$$\text{平均回収日数} = L \times 1 / Q$$

Lは、当該事業年度の日数

Qは、売掛金、受取手形又は合計の欄の各平均回転数

第2 経理の状況

1 貸借対照表

2 損益計算書

第23号様式(第44条関係)

入 札 票

入札者名

番 号

品 名		荷印	
数 量			
単 価			円
金 額			円

卸売業者名

甲府市地方卸売市場

第24号様式(第47条関係)

卸売単位(変更)承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例第36条第1項の規定により卸売単位を定めたい(変更したい)ので、次のとおり提出します。

品名	卸売単位	期間	理由	備考

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号
	年 月 日
	上記申請のとおり承認します。
	甲府市長 印

第25号様式(第48条関係)

甲府市の区域内における取扱品目の卸売等届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ㊟

甲府市地方卸売市場業務条例第37条第1項の規定により、甲府市の区域内において取扱品目の部類に属する物品の販売その他の販売をしたいので、次のとおり届け出ます。

業務の内容	
業務を営む理由	
業務開始の予定年月日	年 月 日
事業計画	

第26号様式(第48条関係)

甲府市の区域内における取扱品目の卸売等変更届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ㊞

甲府市地方卸売市場業務条例第37条第1項の規定により、 年 月 日付甲府市の区域内における取扱品目の卸売等届出書で行った届出の内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

第27号様式(第49条関係)

仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ㊟

甲府市地方卸売市場業務条例第39条第2項の規定により、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月分				
品目	産地	数量	卸売価格	卸売の相手方
合計				

注 卸売価格については、月ごとに合計すること。

第27号様式の2(第49条の2関係)

受託契約約款(変更)届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地
名称及び代表者の氏名



甲府市地方卸売市場業務条例第42条第2項の規定により、受託契約約款を定めた(変更した)ので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 受託契約約款を定めた(変更した)理由
- 2 定めた(変更した)受託契約約款に有効期限がある場合にはその期間および有効期限を定めた理由

第28号様式(第51条関係)

受託物品異状確認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ⑩

甲府市地方卸売市場業務条例第43条第1項の規定により受託物品の異状について確認を受けたいので、次のとおり提出します。

委託者 住所 氏名	年 月 日 積		車両番号 輸送会社
	積出地		
区分	確認事項		
品名			
産地・荷印	産地	荷印	
規格等級・荷姿	規格等級	荷姿	
総入荷数量			
到着日時	年 月 日	午前 午後	時 分
損敗又は内容相違の数量			
損敗又は内容相違の程度			
損敗又は内容相違の原因 と認められる事項			
その他			

次の者を、当社の立会人とします。

職氏名

第29号様式(第51条関係)

第 号
年 月 日

受託物品異状確認証明書

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 様

指定管理者 

甲府市地方卸売市場業務条例第43条第1項の確認の結果、次のとおりであったので証明します。

委託者	住所 氏名	年 月 日 積	車両番号	
		積出地	輸送会社	
区分	確認事項			
品名				
産地・荷印	産地	荷印		
規格等級・荷姿	規格等級	荷姿		
総入荷数量				
到着日時	年 月 日	午前 午後	時 分	
損敗又は内容相違の数量				
損敗又は内容相違の程度				
損敗又は内容相違の原因と認められる事項				
その他				
立会者	株式会社・氏名			
確認日時	年 月 日	午前 午後	時 分	物品検査員 氏名 

第30号様式(その1)(第52条関係)

販売原票(青果部)

販売日 年 月 日

販売原票登録番号

[illegible]

会社名

登録検印欄

第30号様式(その2) (第52条関係)

販売原票(水産物部)

(甲)

年 月 日				会社名					
委託		買付		入荷日 年 月 日					
荷印		品名							
産 地		規格等級		入荷数量					
品 番 号	仲卸業者又は 売買参加者番 号			数 量	単価				
委託		買付		入荷日 年 月 日					
荷印		品名							
産 地		規格等級		入荷数量					
品 番 号	仲卸業者又は 売買参加者番 号			数 量	単価				
委託		買付		入荷日 年 月 日					
荷印		品名							
産 地		規格等級		入荷数量					
品 番 号	仲卸業者又は 売買参加者番 号			数 量	単価				
部 (課) 番号		販売原票番号 No.		登録検印欄		照 合 者 転 記 者		売 人 記帳者	

第30号様式(その3)(第52条関係)

販売原票(水産物部)

(乙)

年 月 日				会社名			
委 託	買 付	荷印	産地	委 託	買 付	荷印	産地
品名		入荷日 年 月 日		品名		入荷日 年 月 日	

品 番 号	数 量	単 価	仲卸業者又は売 買参加者番号
	kg		

品 番 号	数 量	単 価	仲卸業者又は売 買参加者番号
	kg		

部 (課) 番号	販売原票番号 No.	登 録 検 印 欄	照 合 者	帳 記 者	売 人	記 帳 者
---------------	---------------	-----------	-------	-------	-----	-------

第31号様式(第53条関係)

売渡票

年 月 日

物品名

売渡者番号

数量

会社名

第32号様式(第58条関係)

卸売業者以外の者からの買入物品販売届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
商号
名称
代表者名 印

甲府市地方卸売市場業務条例第45条第2項の規定により、卸売業者以外の者から買い入れた物品を販売したので、次のとおり届け出ます。

品名	産地	数量	販売金額	買入先	販売年月日
合 計					

注 販売金額については、月ごとに合計すること。

第33号様式(第59条関係)

甲府市の区域内における取扱品目の販売届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場
名称

部仲卸業者
印

甲府市地方卸売市場業務条例第46条第1項の規定により、甲府市の区域内において取扱品目の部類に属する物品の販売をしたいので、次のとおり届け出ます。

業務の内容	
業務を営む理由	
業務開始の予定年月日	年 月 日
事業計画	

第34号様式(第59条関係)

甲府市の区域内における取扱品目の販売変更届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部仲卸業者
名称 印

甲府市地方卸売市場業務条例第46条第1項の規定により、 年 月 日付甲府市の区域内における取扱品目の販売届出書で行った届出の内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

第35号様式(第60条関係)

卸売予定数量等報告書

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 印

甲府市地方卸売市場業務条例第49条第1項の規定により、次のとおり報告します。

[数量＝kg]

品目	売買取引の方法	主 要 産 地	卸 売 予 定 数 量	卸 売 予 定 数 量 計
	せり売又は入札による卸売			
	相対取引による卸売			
	卸売残品以外の第三者卸売			
	せり売又は入札による卸売			
	相対取引による卸売			
	卸売残品以外の第三者卸売			
	せり売又は入札による卸売			
	相対取引による卸売			
	卸売残品以外の第三者卸売			
	せり売又は入札による卸売			
	相対取引による卸売			
	卸売残品以外の第三者卸売			
総卸売見込量		トン		

注 青果部は「野菜」「果実」の別に、水産物部は「鮮魚(冷凍品を含む。)」 「加工水産物」の別に区分して記入すること。

第36号様式(第60条関係)

売上高日報(月 日分)

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ㊞

甲府市地方卸売市場業務条例第49条第2項の規定により、次のとおり報告します。

[数量=kg]

品目	売買取引の方法	産 地	受託品		買付品		合計		
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	単 価
	せり売又は入札による卸売								
	相対取引による卸売								
	第三者卸売								
	せり売又は入札による卸売								
	相対取引による卸売								
	第三者卸売								
	せり売又は入札による卸売								
	相対取引による卸売								
	第三者卸売								
	せり売又は入札による卸売								
	相対取引による卸売								
	第三者卸売								
総計									
うち消費税額及び地方消費税額									
差引合計									

第37号様式(第60条関係)

指定物品卸売価格報告書

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ㊟

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第60条第5項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日(曜日 天候)

総卸売数量 トン

市況(種類別)								
品目	売買取引の方法	産地	等級	数量	単位	卸売価格※		
						高値	中値	安値
	せり売又は入札による卸売							
	相対取引による卸売							
	第三者卸売							
	せり売又は入札による卸売							
	相対取引による卸売							
	第三者卸売							
	せり売又は入札による卸売							
	相対取引による卸売							
	第三者卸売							
	せり売又は入札による卸売							
	相対取引による卸売							
	第三者卸売							

※消費税額等を含む。

- 注1 市況欄には、種類別に簡単に記入すること。
- 2 種類別は、青果部は「野菜」「果実」「加工品」「その他」の別に、水産物部は「鮮魚」「冷凍水産物」「加工水産物」「その他」の別に記入すること。

第38号様式(第60条関係)

月間市況等報告書(年 月分)

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例第49条第4項の規定により、次のとおり報告します。

生鮮食料品等の市況

(1) 市況の概要

種類	市況の概要

(2) 主要品目の市況

主要品目	市況の概要

取扱品目の売上高実績

種類	項目	受託品		買付品		合計	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額

総計							
うち消費税額及び地方消費税額							
差引合計							

産地別・品名別の売上高実績

品名									
産地	項目	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額

合計									
うち消費税額及び地方消費税額									
差引合計									

注1 種類欄には、青果部は「野菜」「果実」「加工品」「その他」の別に、水産物部は「鮮魚」「冷凍水産物」「加工水産物」「その他」の別に記入すること。
2 数量はkg、金額は円で記入すること。

第39号様式(第60条関係)

業種別売上高日計表(月分)

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例第49条第4項の規定により、次のとおり報告します。

[数量=kg]

業種別 日別	仲卸業者		売買参加者		転送		その他		合計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
1										
2										
10										
上旬計										
11										
12										
20										
中旬計										
21										
22										
31										
下旬計										
合計										

第40号様式(第60条関係)

産地別・品目別日計表(月分)

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例第49条第4項の規定により、次のとおり報告します。

品名		[数量=kg]													
日別	産地														
	項目	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1															
2															
上旬計															
11															
12															
中旬計															
21															
22															
下旬計															
合計															

第41号様式(第60条関係)

売上高日計表(月分)

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例第49条第3項の規定により、次のとおり報告します。
〔数量＝kg〕

種類 項目 日別	受託品						買付品						合計					
	数量		金額		数量		金額		数量		金額		数量		金額		数量	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1																		
2																		
上旬計																		
11																		
12																		
中旬計																		
21																		
22																		
下旬計																		
合計																		

注1 種類欄には、青果部は「野菜」「果実」「加工品」「その他」の別に、水産物部は「鮮魚」「冷凍水産物」「加工水産物」「その他」の別に記入すること。
2 この日計表は、翌月の10日までに提出すること。

売買仕切書

原票No. 荷主コード H—No.	系統団体 〒 殿	PAGENO. 枚 総計 送金料 支払金額 売立年月日 — —
---	---	--

	仕切No.	単協コード・	
--	-------	--------	--

品名コード	荷印	品名(種)	荷姿	量目	等級・階級	数量	単価	金額
				kg				

発駅(港) 月 日発
 着駅(港) 月 日着
 貨車番号・船名
 取扱運送店
 送り状No.
 備考

計(税抜き)		
消費税額及び		
地方消費税額		
合計(税込)		
委託手数料(税込)		
控除金額	運賃	
差引仕切金額		

検印欄

会社名

会社 No.

第42号様式(その2) (第62条関係)

売買仕切書

部名

No.	住所		氏名	
荷受日	年 月 日	品名	等級・単位・個数・数量	
月 日	仲卸業者又は 売買参加者名	品 名	個 数	数量
月 日	仲卸業者又は 売買参加者名	品 名	個 数	数量
月 日	仲卸業者又は 売買参加者名	品 名	個 数	数量
月 日	仲卸業者又は 売買参加者名	品 名	個 数	数量
小計				
取扱店	枚数	数量計	計（税 抜 き）	
			消費税額及び 地方消費税額	
			合 計（税 込）	
			委託手数料 (税込)	
			控 除 金 額	
			運 賃	
			差引仕切金額	
備考				
検印欄		会 社 名		

第43号様式(第63条関係)

委託手数料率届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 印

甲府市地方卸売市場業務条例第52条第1項の規定により、委託手数料の率について、次のとおり届け出ます。

取扱品目	委託手数料の率	届出理由
野菜及びその加工品 (つけ物を除く。)	／100	
果実及びその加工品	／100	
つけ物	／100	
生鮮水産物及びその加工品	／100	
鳥卵	／100	
その他の食料品	／100	

第44号様式(第65条関係)

売買仕切金の前渡し等承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 印

甲府市地方卸売市場業務条例第53条第1項の規定により売買仕切金の前渡し等を行うことについて承認を受けたいので、次のとおり提出します。

出荷者	住所(所在地)		
	氏名又は名称		
種類	1 売買仕切金の前渡し 2 売買仕切金の支払を担保する保証金の差入れ 3 出荷を誘引するための資金の貸付け		
理由			
支出金額		支出限度	
支出率		利息	
期日又は期間		条件	
決済方法			
決済日時			
備考			

- 注1 前渡し等をしようとする日の3日前までに提出すること。
 2 備考欄には、当該出荷者の前年度取扱実績額等を記入すること。
 3 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号
	年 月 日
	申請のとおり承認します。 甲府市長 印

第45号様式(第65条関係)

出荷奨励金交付承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 印

甲府市地方卸売市場業務条例第54条第1項の規定により出荷奨励金の交付を行うことについて承認を受けたいので、次のとおり提出します。

出荷者	住所(所在地)			
	氏名又は名称			
対象品目				
対象期間				
交付基準	交付率		交付金額 交付見込額	
	交付限度		出荷額 出荷見込額	
	その他			
交付理由				
備考				

- 注1 交付しようとする日の3日前までに提出すること。
2 備考欄には、当該出荷者の前年度取扱実績額等を記入すること。
3 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日
	申請のとおり承認します。 甲府市長 印

第46号様式(第65条関係)

完納奨励金交付承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ⑩

甲府市地方卸売市場業務条例第57条第1項の規定により完納奨励金の交付を行うことについて承認を受けたいので、次のとおり提出します。

仲卸業者又は 売買参加者	住所(所在地)			
	氏名又は名称			
交付基準	交付率		交付金額 交付見込額	
	交付限度		買受額 買受見込額	
	その他			
期日又は期間				
交付方法				
交付理由				
備考				

注1 交付しようとする日の3日前までに提出すること。

2 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号
	年 月 日
	申請のとおり承認します。 甲府市長 ⑩

第47号様式(第65条関係)

売買仕切金の前渡し等報告書(月分)

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第65条第3項の規定により、売買仕切金の前渡し等を行った状況を、次のとおり報告します。

種 別	区分		本月分		累計	備考
			件 数	支 出 金 額	支 出 金 額	
	前 渡 し 金	2月以内のもの				
		2月を超えるもの				
	差入保証金					
	貸付金					
	小計					
	前 渡 し 金	2月以内のもの				
		2月を超えるもの				
	差入保証金					
	貸付金					
	小計					
総計						

注1 青果部の場合の種別欄は、野菜、果実別とすること。

2 この報告書は、翌月の20日までに提出すること。

第48号様式(第65条関係)

出荷奨励金交付報告書(月分)

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第65条第3項の規定により、出荷奨励金の交付を行った状況を、次のとおり報告します。

種 別	交 付 区 分	本月分				累計		
		件 数	総取扱金額	交 付 金 額	率	総取扱金額	交 付 金 額	率
	小 計							
	小 計							
総計								

注1 青果部の場合の種別欄は、野菜、果実別とすること。

2 この報告書は、翌月の20日までに提出すること。

第49号様式(第65条関係)

完納奨励金交付報告書(月分)

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第65条第3項の規定により、完納奨励金の交付を行った状況を、次のとおり報告します。

交 付 区 分	本月分			累計		備考
	件数	交付金額	率	交付金額	率	
総 計						

注 この報告書は、翌月の20日までに提出すること。

第50号様式(第66条関係)

支払猶予特約(変更)届出書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称

甲府市地方卸売市場業務条例第55条第3項の規定により、買受代金の支払猶予の特約(特約の変更)をしたので、別紙特約書(案)を添えて、次のとおり届け出ます。

特約者	住所(所在地)	
	氏名又は名称	
特約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
特約内容		
支払方法	1 代払組合 2 精算会社 3 直接払	
その他		

※ 変更する場合に記入してください。

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	

第51号様式(第67条関係)

販売物品異状確認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
名称 ㊞

甲府市地方卸売市場業務条例第56条の規定により販売物品に相当の異状が認められ、卸売代金を変更するため確認を受けたいので、次のとおり提出します。

出荷者	住所 氏名	年 月 日積	車両番号
		積出地	輸送会社
区分	確認事項		
品名			
産地・荷印	産地	荷印	
規格等級・荷姿	規格等級	荷姿	
総入荷数量			
到着日時	年 月 日 午前 午後 時 分		
損敗又は内容相違の数量			
損敗又は内容相違の程度			
損敗又は内容相違の原因 と認められる事項			
販売単価・販売金額	販売単価 円	販売金額 円	
訂正単価・訂正金額	訂正単価 円	訂正金額 円	
販売数量・販売日時	販売数量	販売日時 年 月 日 時	
買受人氏名	番号		

次の者を、当社の立会人とします。

職氏名

第52号様式(第67条関係)

第 号
年 月 日

販売物品異状確認証明書

甲府市地方卸売市場 部卸売業者
様

指定管理者 

甲府市地方卸売市場業務条例第56条の規定による確認の結果、次のとおりであったので証明します。

出荷者 住所 氏名	年 月 日 積 積出地	車両番号 輸送会社
区分	確認事項	
品名		
産地・荷印	産地	荷印
規格等級・荷姿	規格等級	荷姿
総入荷数量		
到着日時	年 月 日 午前 午後 時 分	
損敗又は内容相違の数量		
損敗又は内容相違の程度		
損敗又は内容相違の原因 と認められる事項		
販売単価・販売金額	販売単価 円	販売金額 円
訂正単価・訂正金額	訂正単価 円	訂正金額 円
販売数量・販売日時	販売数量	販売日時 年 月 日 時
買受人氏名	番号	
立会者		
確認日時	年 月 日 午前 午後 時 分	物品検査 員氏名 

第53号様式(第69条関係)

市場施設使用(指定・許可)申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所
氏名 ⑤
(法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)
(申請者本人が署名する場合は、 押印を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第59条(第1項・第2項)の規定により、市場施設の使用の(指定・許可)を受けたいので、次のとおり提出します。

使用目的	
施設の種類	
位置	別添図面のとおり(2部)
面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

第54号様式(第69条関係)

第 号

市場施設使用(指定・許可)書

氏名又は名称

甲府市地方卸売市場施設の使用については、次のとおり(指定・許可)します。

年 月 日

指定管理者 

使用目的	
施設の種類	
位置	別添図面のとおり
面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他指定事項 (許可条件)	

第55号様式(第71条関係)

市場施設用途変更承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名

⑤

(法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)

(申請者本人が署名する場合は、 押印を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第60条の規定により市場施設の用途変更をするため承認を受けたいので、次のとおり提出します。

施設の種類	
変更後の用途	
位置	別添図面のとおりに
面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更理由	
備考	

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記のとおり承認します。 甲府市長 印
----	---

第56号様式(第71条関係)

市場施設転貸等承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名

⑤

(法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第60条の規定により市場施設を転貸する(使用させる)ため承認を受けたいので、次のとおり提出します。

施設の種類	
転貸等の相手方	
位置	別添図面のとおりに
面積	平方メートル
転貸(使用)期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	
備考	

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 年 月 日 上記のとおり承認します。 甲府市長 印
----	--

第57号様式(第72条関係)

市場施設変更工事承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名

印

(法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)

(申請者本人が署名する場合は、 押印を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第61条第1項の規定により市場施設の原状に変更を加えることについて承認を受けたいので、次のとおり提出します。

施設の種類	
位置及び工事場所	
面積	平方メートル
変更の理由	
変更の内容	
設計図面	別添のとおり
仕様書	別添のとおり
費用見積書	別添のとおり
工事予定期間	月 日 着工 月 日 完成
使用開始日	
参考事項	

注1 この申請書は、2部提出すること。

2 工事が完了したときは完成届を提出し、検査を受けること。その際、仕様書及び承認事項と相違するときは、変更を命じます。

条件	甲府市指令市場第 号 年 月 日 上記のとおり承認します。 甲府市長 印
----	---

第58号様式(第73条関係)

市場施設返還届出書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所
氏名 ⑤
(法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)
(申請者本人が署名する場合は、 押印を省略できます。)

甲府市地方卸売市場業務条例第62条の規定により、次のとおり市場施設を原状に復して返還します。

使用者の氏名又は名称	
返還する施設	
返還する面積	平方メートル
返還期日	年 月 日
返還理由	
備考	

第59号様式(第79条関係)

使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名



(法人にあつては、所在地、名称 及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第79条の規定により、使用料の減免を受けたいので、次のとおり提出します。

使用料の種類	
納付すべき使用料	
減免の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
減免の金額	
減免の理由	
備考	

第60号様式(第86条関係)

(表)

割印	第	号
	所 属	
	職 氏 名	
	年	月 日生
	物品検査員証	
年	月	日
	指定管理者	印

(裏)

- 1 本証は、甲府市地方卸売市場業務条例第43条第1項又は第56条の規定により異状物品の確認にあたる時は、必ず携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、指定管理者の指定を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。

第61号様式(第86条関係)

(表)

割印	第 号
	所 属 甲府市地方卸売市場 職 名 氏 名
	年 月 日生
	甲府市地方卸売市場 立入検査員証 年 月 日
甲府市長 印	

(裏)

(注意事項)

- 1 本証は、甲府市地方卸売市場業務条例第67条第1項の規定により立入検査をするときは、必ず携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、市長の指定を解かれたときは、直ちに返還しなければならない。
- 4 この立入検査は、犯罪捜査のための権限は認められていない。

第62号様式(第87条関係)

補助者承認申請書

年 月 日

(あて先)甲府市長

甲府市地方卸売市場 部

仲卸業者・売買参加者

住所

氏名



(法人にあっては、所在地、名称 及び代表者の氏名)

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則第87条第1項の規定により、次の者を卸売業者が行う卸売に(仲卸業者・売買参加者)の補助者として参加させたいので、関係書類を添えて提出します。

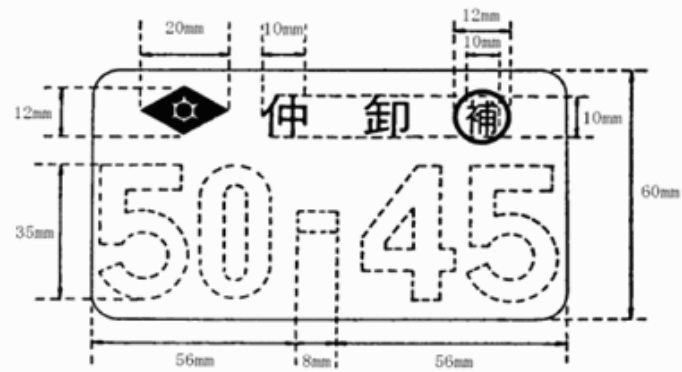
役職名	氏名	生年月日	住所	入社年月日	経験年数	主として売買に参加する物品

注 この申請書は、2部提出すること。

条件	甲府市指令市場第 年 月 日 号 上記のとおり承認します。 甲府市長 
----	---

第63号様式(第87条関係)

仲卸補助章



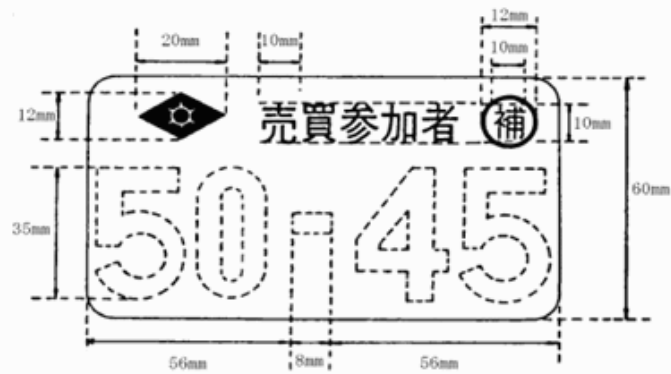
備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 番号 4桁の許可番号とする。

3 地色、市章、文字及び数字の表示色 市長が別に定める。

第64号様式(第87条関係)

売買参加補助章



備考1 材質 プラスチック(厚さ3ミリメートル)

2 番号 4桁の許可番号とする。

3 地色、市章、文字及び数字の表示色 市長が別に定める。

第1号様式（第3条の2関係）

（令2規則28・全改）

第2号様式（第3条の3関係）

（令2規則28・全改）

第3号様式（第5条関係）

（令2規則28・全改）

第3号様式の2（第5条関係）

（令2規則28）

第3号様式の3（第5条関係）

（令2規則28）

第3号様式の4（第7条関係）

（令2規則28）

第3号様式の5（第7条関係）

（令2規則28）

第3号様式の6（第11条関係）

（令2規則28）

第3号様式の7（第11条関係）

（令2規則28）

第3号様式の8（第11条の2関係）

（令2規則28）

第4号様式（第12条関係）

第5号様式（第13条関係）

第6号様式（第15条関係）

第7号様式（第16条関係）

第8号様式（第16条関係）

第9号様式（第16条関係）

第10号様式（第17条関係）

第11号様式（第19条、第33条関係）

第12号様式（第19条、第25条、第33条関係）

第13号様式(その1) (第20条関係)

第13号様式(その2) (第20条関係)

第14号様式 (第22条関係)

(令2規則28・全改)

第15号様式 (第23条関係)

第16号様式 (第23条関係)

第17号様式 (第25条関係)

第18号様式 (第26条関係)

第19号様式 (第27条関係)

第20号様式 (第29条関係)

(平29規則17・改)

第21号様式 (第30条関係)

(平29規則17・改)

第22号様式(その1) (第34条関係)

(平29規則17・改)

第22号様式(その2) (第34条関係)

(平29規則17・改)

第23号様式 (第44条関係)

第24号様式 (第47条関係)

第25号様式 (第48条関係)

第26号様式 (第48条関係)

第27号様式 (第49条関係)

第27号様式の2 (第49条の2関係)

(令2規則28)

第28号様式 (第51条関係)

(平24規則16・改)

第29号様式 (第51条関係)

(平24規則16・改)

第30号様式(その1) (第52条関係)

第30号様式(その2) (第52条関係)

第30号様式(その3) (第52条関係)

第31号様式 (第53条関係)

第32号様式 (第58条関係)

第33号様式 (第59条関係)

第34号様式 (第59条関係)

第35号様式 (第60条関係)

(平24規則16・改)

第36号様式 (第60条関係)

(平24規則16・改)

第37号様式 (第60条関係)

(平24規則16・令2規則28・改)

第38号様式 (第60条関係)

(平24規則16・令2規則28・改)

第39号様式 (第60条関係)

(平24規則16・令2規則28・改)

第40号様式 (第60条関係)

(平24規則16・令2規則28・改)

第41号様式 (第60条関係)

(平24規則16・改)

第42号様式(その1) (第62条関係)

第42号様式(その2) (第62条関係)

第43号様式 (第63条関係)

第44号様式 (第65条関係)

第45号様式 (第65条関係)

第46号様式 (第65条関係)

第47号様式 (第65条関係)

第48号様式 (第65条関係)

第49号様式 (第65条関係)

第50号様式（第66条関係）

第51号様式（第67条関係）

（平24規則16・改）

第52号様式（第67条関係）

（平24規則16・改）

第53号様式（第69条関係）

（平24規則16・改）

第54号様式（第69条関係）

（平24規則16・改）

第55号様式（第71条関係）

第56号様式（第71条関係）

第57号様式（第72条関係）

第58号様式（第73条関係）

（平24規則16・改）

第59号様式（第79条関係）

第60号様式（第86条関係）

（平24規則16・改）

第61号様式（第86条関係）

第62号様式（第87条関係）

第63号様式（第87条関係）

第64号様式（第87条関係）